

令和7年度

財政援助団体等監査結果報告書

つがる市監査委員

つ 監 第 6 8 号  
令和 8 年 3 月 1 6 日

つがる市長 倉 光 弘 昭 様

つがる市監査委員 台 丸 谷 績

つがる市監査委員 野 呂 司

令和 7 年度財政援助団体等監査結果報告書の提出について

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づき、令和 7 年度財政援助団体等の監査を実施し、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり提出します。

# 令和7年度財政援助団体等監査結果報告書

## 1 監査について

この監査は、つがる市監査基準に準拠して実施した。

## 2 監査の種類

財政援助団体等監査(地方自治法第199条第7項)

## 3 監査の実施期間

- (1) 前期 令和7年7月15日から令和7年7月17日まで
- (2) 後期 令和7年10月21日から令和7年10月22日まで

## 4 監査の対象

- (1) 市有施設の指定管理者

実施日	団体名	施設名	担当課	指定管理料の額(単位:円)			
				年度	金額		
7/15	つがる市 社会福祉協議会	柏ふるさと生きがいセンター (じよっぱり温泉)	福祉課	R4	12,615,756		
				R5	12,199,928		
				R6	15,295,000		
		柏老人福祉センター		R4	3,830,000		
				R5	3,830,000		
				R6	3,830,000		
		車力老人福祉センター		R4	2,890,000		
				R5	2,890,000		
				R6	2,890,000		
7/16	つがる市 シルバー人材センター	木造農村環境改善センター	農林水産課	R4	3,830,000		
				R5	4,786,000		
				R6	4,786,000		
		木造ふれ愛センター		総務課	R4	3,839,000	
					R5	4,131,000	
					R6		
7/17	株式会社稲穂	健康増進施設「稲穂の湯」	福祉課		R4	9,910,663	
					R5	9,995,899	
					R6	9,019,000	
	有限会社いながき	稲垣交流センター		農林水産課	R4	5,100,000	
					R5	5,386,802	
					R6	5,968,000	
		稲穂いこいの里			観光・ブランド 戦略課	R4	11,600,000
						R5	12,100,000
						R6	12,100,000

## (2) 財政援助団体

実施日	団体名	補助金等の名称	担当課	補助金等の額(単位:円)	
				年度	金額
10/21	つがる市商工会	商工会助成補助金	商工労政課	R4	11,000,000
				R5	11,000,000
				R6	11,000,000
		小規模事業者経営改善資金 利子補給補助金		R4	471,265
				R5	949,661
				R6	1,008,708
10/22	車力漁業協同組合	漁業振興対策事業補助金	農林水産課	R4	1,800,000
				R5	1,800,000
				R6	1,800,000

## (3) 出資団体

	団体名	種別	担当課	出資金の額(単位:円)
10/22	屏風山野菜振興会	出捐金(出資金)	農林水産課	35,000,000

## (4) 対象範囲

令和4年度、令和5年度、令和6年度における上記財政援助団体等の当該財政援助等に  
係る出納その他の事務の執行

## 5 監査の着眼点

補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の  
元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせてい  
る団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に  
沿って行われているかを重点として実施した。主な着眼点は下記のとおりである。

### (1) 公の施設の指定管理者

- ・ 指定管理者制度を導入した目的・趣旨が達成されているか。
- ・ 料金収入や施設管理に関する収支の会計処理が適切に行われているか。
- ・ 施設管理業務の実施状況は適切か。
- ・ 事業計画書に沿って各種事業が適切に実施されているか。
- ・ 決算報告書に誤りはないか。

### (2) 財政援助団体

- ・ 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。
- ・ 補助金等に係る会計経理は適正に行われているか。
- ・ 補助金等の算定は適正に行われているか。

- ・ 資金を他に流用または不正に使用していないか。
- ・ 帳簿その他の証拠書類は適正に整理保管されているか。
- ・ 決算報告書に誤りはないか。

### (3) 出資団体

- ・ 設立目的(出資目的)に沿った事業運営が行われているか。
- ・ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- ・ 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- ・ 経営成績及び財政状態は良好か。
- ・ 関係帳票の整備、記帳は適切か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ・ 会計経理及び財産管理は適切か。
- ・ 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。

### (4) 市担当部局

#### 1) 指定管理に係る事務

- ・ 指定管理者の指定手続は適正に行われているか。
- ・ 協定締結は適正に行われているか。
- ・ 指定管理及び施設利用等の状況を把握しているか。
- ・ 事業報告書の審査は適正に行われているか。
- ・ 団体に対する指導監査は適正に行われているか。

#### 2) 補助金交付事務

- ・ 交付申請書の審査は適正に行われているか。
- ・ 交付決定の手続きは適正に行われているか。
- ・ 交付手続き及び会計経理は適正に行われているか。
- ・ 事業実績報告書の審査は適正に行われているか。
- ・ 団体に対する指導監査は適正に行われているか。

#### 3) 出資団体に関する事務

- ・ 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

## 6 監査の実施内容

上記4(1)～(3)に記載された監査対象について、担当課から必要な資料及び関係書類の提出を求め、聴取しながら事前審査を行った。その後各監査対象団体へ出向き詳細な説明を受けながら、上記5(1)～(4)の着眼点に基づき、諸帳簿類及び証憑書類等を照合・確認し書類を審査した。

## 7 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って適正に行われていると認められた。

なお、一部において見受けられた軽微な事務処理誤り等については、監査対象団体及び担当部局長等に対し書面及び口頭で指導を行い、直ちに修正されたため記載を省略した。